

中国電力ネットワーク株式会社所有の架空電線 への防護措置に係る費用の取扱いについて ～お知らせ～

令和2年10月
山口県土木建築部

中国電力ネットワーク株式会社所有の架空電線の近接作業に伴う防護措置については、令和2年10月1日以降の申込み分より有償となります。

工事及び業務委託の実施に伴い必要となる防護措置(防護管取付工事)の費用の取扱いについて、以下のとおりお知らせします。

1 防護措置の費用の取扱い

中国電力ネットワーク株式会社所有の架空電線の防護措置に係る費用については、受注者から架空電線管理者または防護管施工会社(以下「架空電線管理者等」)に防護措置の申し込みを行い、架空電線管理者等から費用負担を求められた場合に、その費用を設計変更の対象とする。

なお、防護措置の施工範囲等については、受発注者の協議により決定するものとする。

2 適用基準日

令和2年10月1日以降、受注者が架空電線管理者等に防護措置の申し込みを行う工事及び業務委託に適用する。

(参考)中国電力ネットワーク(株)ウェブサイト

・2020年1月15日お知らせ資料「建設工事等に伴う当社設備への防護管取付に係るお申込方法及び費用負担の見直しについて」

<https://www.energia.co.jp/nw/service/protection/>